

令和元年第2回臨時会

河津町議会会議録

令和元年 7月26日 開会

令和元年 7月26日 閉会

河津町議会

令和元年河津町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（7月26日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
○閉会の宣告	9
○署名議員	11
○議案等審議結果一覧	13

第 1 日

7 月 26 日（金曜日）

令和元年河津町議会第2回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和元年7月26日(金曜日)午後2時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第32号 令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入契約について

出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局 会長	川尻一仁君	会計管理者 兼 会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局 局長 木村吉弘 書記 大川知寛

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。
ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。
よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより令和元年河津町議会第2回臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。
1番、大川良樹君、2番、桑原猛君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、議案第32号 令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第32号 令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入契約について。

以下詳細な説明については、担当課長よりさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、議案第32号 令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入契約について説明をさせていただきます。

議案第32号 令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入契約について。

令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入。
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約。
- 3 契約金額 金1,782万円。
- 4 契約の相手方 静岡県静岡市葵区城東町5番1号
西日本電信電話株式会社 静岡支店

支店長 片山義生。

令和元年7月26日提出、河津町長 岸重宏。

詳細については、説明資料にて説明をさせていただきます。

説明資料のほうをお開きください。

1 ページ目になります。

本購入の契約についての概要といったものをまとめております。

まず、購入契約の概要でございますが、現在、河津町立南小学校の教育用パソコンについては、26年からデスクトップパソコン21台をリース契約により導入しております。本年9月末をもって5年間のリース契約が終了することに伴い、新たな教育用パソコンを購入するものでございます。

なお、本契約には、現在導入しているパソコンの廃棄処分も含まれております。

システムの構成としましては、サーバー、それからNAS、これはネットワーク接続ハードディスクといったものでございます。それから、児童用タブレット、教員用のパソコン・タブレット、それからタブレットパソコン充電保管庫、画面転送装置、それから授業支援及び環境復元ソフトウェア、それから協働学習ソフトウェア、それからフィルタリングソフトウェアでございます。

それから、導入の台数でございますが、児童用のタブレット型パソコンについては36台、それから教員用のタブレット型、それからデスクトップ型のパソコンについては各1台となっております。

導入のソフトウェアでございますが、各学年学習指導要領の対応の協働学習ソフトウェアを入れております。

納入期限については、令和元年9月30日とさせていただきます。

それから、この契約までの流れでございますが、本年の7月12日に指名競争入札により契約を行っております。

この入札でございますが、一応6社の指名ということでございましたが、4社が辞退したことにより、2社による入札でございます。

設計金額が2,011万8,240円ということで、落札率については88.58%でございます。

それから、7月17日でございますが、仮契約書の締結を行っております。

このパソコンの使用法と導入によるメリットといったものをまとめてございます。

大きくは2点でございます。

まず、1点目でございますが、アクティブラーニングの実現といったことで、主体的・対話的で深い学びといったものを実現するものでございます。

内容的には、同時に教材配信ができるということと、解答や書き込みの管理をするといったこと、それからタブレットを中心にディスカッションをしながら、お互いに考えを共有し合い、コミュニケーションや積極性を引き出すといったこと、それから課題につまずいている児童を一目で把握でき、有効な指導や学力の向上に役立つといったことでございます。

2点目でございますが、場所を問わない授業の実現といったことでございます。

こちらについては、各教室へ移動し、電子黒板に転送及び投影することができます。それから、タブレットで撮影した写真、それから映像などを記録し、各教室に持ち込んで見返すことができます。また、実際の動きを見て、ペンで印をつけながら説明することもできるといった形で導入をすることとなります。

以下、次のページ以降については、物品の購入の仮契約書を添付しておりますので、見ていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊議員。

○9番（渡邊 弘君） 二、三点、3点ほどちょっと質問させていただきます。

リース契約の終了に伴い、新たなタブレットパソコンの導入ということでございます。リースが終了したということで、今回のやつに廃棄処分費用が含まれるということでございますけれども、リースの品物に対して、どうして新たにうちのほうで廃棄処分の費用を負担しなきゃいけないかということ。

あと、この新たに導入されるタブレットパソコンについては、何年ぐらいの使用を考えていらっしゃるのか。

あと、タブレット用パソコンが今、36台ということでございますけれども、その数に不足は出ないのか。もし不足が出た場合は、そのタブレットのちっちゃいパソコンだけで処理ができるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 3点ほどでございましたが、まず1点目、このリース

契約に伴いまして、廃棄するのを町がなぜするのかといった点でございますが、このリース契約の契約の中で、契約終了後は町に寄贈するという形になっておりまして、町の持ち物になるということでございます。リースが終了して、町の持ち物になったということで、今度、デスクトップのパソコンでございますので、そちらのほうの処分については、もう町のものでございますので、町が処分するという形になります。リースの契約がそういう契約でしたので、そのとおりでございます。

それから、タブレットの使用年数ということでございますが、一応リースもそうでしたが、一応5年といった形のリース契約をしておりました。使用の頻度と、また今後の教育課程等を踏まえながら、今度判断をしていきたいと思いますが、一応5年を目安に、それ以上延ばすのかなということも検討したいというふうに思っております。

それから、36台といったことの台数の不足が生じたらということでございますが、使用については、各学級ごとの使用を考えております。現在、一番多い学級が6年生の35名でございます。5月1日現在で、それ以上今後転入等してきた場合については、同じクラスの数しか確保できないということでございますので、今後1人転入してきても大丈夫なような体制で、一応36台という形にさせてもらっております。ほかの、一番多い学年は5年生でございますが、5年生については二クラスという形になっておりますので、この36台が確保ができれば、十分可能だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） それは36台で十分可能だということで、補足する場合は、別のソフトウェアだとか、そういうものはほとんどかからずに、ただタブレット用のパソコンだけ補充すればいいということで、そういう考え方でいいわけですね。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 基本的に、先ほど36台には同じソフトが全部入っておりますので、それで十分可能だというふうに思っておりますが、これがもう少し人数がふえた場合、どうしても授業に支障を来す場合については、ソフトを入れなければならないというふうに考えております。

ただ、現在の学級の人数等を確認をした中では、十分この36台にそのソフトが入っていれば、十分可能だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 数点ほど質問をさせていただきます。

今までのデスクトップパソコンからタブレットに変更するということで、かなり使い方やなんかが変わってくるんじゃないかなと思うんですけども、それに対して、先生方へのレクチャーというのはどういう形で行うのか。

2点目として、南小学校が今回導入することで、町内3つの小学校が全部導入済みということになるんですけども、他校のシステムとの互換性というのは、ソフト的な面とかハード的な面からあるのでしょうか。

あと、教員用の機材がタブレットとデスクトップと各種1台ということなんですけれども、これ、バックアップ的なものっていうのは、ほかの機種へというのはないのでしょうか。

以上3点お願いします。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） まず、1点目のデスクトップからタブレットに変わったことによって、使い方、先生方のレクチャーといったものでございますが、こちらのほうについては、別途ITCといった形の支援的なものを契約をしております。そういった中で、使い方のレクチャー等については、そちらのほうでやるような形かなというふうに思っております。

それから、次に南小学校の入れたことによって、今度互換性といったことでございますが、基本的には同じソフト状のものでございますので、ちょっと新しいバージョンという形にはなっておりますが、基本的には互換性が保たれるというふうに考えております。

それから、教員用のパソコンのバックアップの関係、デスクトップという形とタブレットということで、バックアップのほうは大丈夫なのかということでございますが、基本的にはサーバーという形の管理でございますので、サーバーのほうで管理をしながら、デスクトップのほうにはね返すという形でございますので、基本的にはデータが飛んでしまうとかということがないような形の体制までとっております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） このサーバーに関しては、これは学校の校舎内に独立したサーバーが置かれるっていう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） そのとおりでございます。前の西小学校、東小学校についても同様の形でサーバーのほうは配置しております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） すみません、もう一点、ちょっと聞き損じたんで、お伺いしたいんですけども、これ、基本的にはW i - F iなんかを使って、無線LANの環境の中でタブレットを使うことになろうかと思うんですけども、通信環境的には各フロア、各教室に全部それが無線で通信ができるようには整備はここには含まれるのでしょうか。それとも、また別途通信設備というのは整備しなきゃいけないのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 基本的に、調べ物学習といったものについては、パソコン室で行うような形になろうかと思えます。タブレットからタブレットへ飛ばすといった形のシステムというのは中に入っておりますので、その中で対応するというところでございます。

どの教室でも同じような形で外との回線をつないでという形ではなく、調べ物をするときの対応といったことで、対応できる形にしております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 今、遠藤議員のお話のあった無線LANの関係です。

こちらにつきましては、既に配置済みの西小、東小もそうでしたが、各階層ごとに無線LANの装置を配置しております。今回のこの購入につきましても、同様の工事が含まれたものでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

せっかくの持って歩いて使える機種なんで、実際に動かしてみると、電波が弱くてというようなことが起きることもあろうかと思うんで、そういうときには柔軟な対応をしていただ

いて、どこでも子供たちが使えるようにしていただけるとありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号 令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年河津町議会第2回臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和元年第2回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第32号	令和元年度河津町立南小学校教育用パソコン購入契約について	元. 7. 26	原案可決